

別表（第2条関係）

助成事業名	ひょうご若者被災地応援プロジェクト事業助成																			
助成事業の目的	ひょうごの若者が継続して被災地を支援することにより、被災地をフィールドとした実践的な被災地支援の人材育成を図る。																			
助成事業の対象となる者	<ol style="list-style-type: none"> 1 大学・高校・専門学校等に通う学生など、県内在住、在学、在勤の若者で5名以上で構成された団体・グループ（15歳以上（中学生は除く）35歳未満の者を主体とするものに限る） 2 代表者の年齢は20歳以上であること（活動参加者全員が20歳未満の場合は、20歳以上の引率者が必要）。 <p>※年齢は申請時点とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 宗教活動、政治活動、営利活動を目的とする団体・グループでないこと。 4 反社会的活動を行う団体・グループでないこと。 																			
助成事業の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 事前に受入・協働先の団体・グループ、施設等の同意を得るなど計画的に事業を実施し、活動終了後、報告会・学習会等活動の成果の共有・評価を行うこと。 2 現地で2日以上支援活動を行うこと。 3 助成の対象となる事業の実施期間は、実施年4月1日から翌年3月10日までとする。 ただし現地での活動は、原則として翌年2月末日までに終えること。 																			
対象経費	<p>下表に掲げる経費で領収書のあるもの</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">活 動 費</td> <td>消耗品費</td> <td>ボランティア活動に要する工具や事務消耗品等の購入経費 炊出しボランティアや交流活動等の食材費、友愛訪問等を行う場合の出し物等に要する材料費</td> </tr> <tr> <td>使用料・賃借料</td> <td>活動の会場となる施設の借上げ費や機材のレンタル代</td> </tr> <tr> <td>印刷費</td> <td>資料及びチラシ等の印刷費</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">旅 費</td> <td>交通費</td> <td>被災地への往復及び被災地での交通費（バス借上げ費、現地でのレンタカー代等を含む）</td> </tr> <tr> <td>宿泊費</td> <td>被災地での宿泊費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>活動に必要と認められる経費</td> </tr> </tbody> </table> <p>【対象外経費】 経済的でない経費（グリーン車等の利用料金高額の宿泊費等）、上記対象経費以外の食糧費、謝金・報償費、被災地での支援活動として必要性が低い経費（お揃いのTシャツ・ビブス等の作成）</p>			区 分	内 容	活 動 費	消耗品費	ボランティア活動に要する工具や事務消耗品等の購入経費 炊出しボランティアや交流活動等の食材費、友愛訪問等を行う場合の出し物等に要する材料費	使用料・賃借料	活動の会場となる施設の借上げ費や機材のレンタル代	印刷費	資料及びチラシ等の印刷費	旅 費	交通費	被災地への往復及び被災地での交通費（バス借上げ費、現地でのレンタカー代等を含む）	宿泊費	被災地での宿泊費		その他	活動に必要と認められる経費
	区 分	内 容																		
活 動 費	消耗品費	ボランティア活動に要する工具や事務消耗品等の購入経費 炊出しボランティアや交流活動等の食材費、友愛訪問等を行う場合の出し物等に要する材料費																		
	使用料・賃借料	活動の会場となる施設の借上げ費や機材のレンタル代																		
	印刷費	資料及びチラシ等の印刷費																		
旅 費	交通費	被災地への往復及び被災地での交通費（バス借上げ費、現地でのレンタカー代等を含む）																		
	宿泊費	被災地での宿泊費																		
	その他	活動に必要と認められる経費																		
助成率	定額																			
助成金の額	上限200千円（千円未満切り捨て）																			
その他の事項	助成金の概算払い 会長が必要と認めるときは、助成金の2分の1の範囲内で概算払いすることができる。																			

別に定める事項

関係条項	内 容
第 3 条 (交付申請)	(添付書類) 助成事業計画書 (別紙 1)
	(指定期日) 指定する日
第 8 条第 1 項 (事業の変更承認)	(軽微な経費配分の変更) 次に掲げる変更以外の変更 事業費 (対象経費) の 20% を超える増減
	(軽微な事業の変更) 次に掲げる変更以外の変更 助成対象事業の中止
第 9 条第 1 項 (交付決定額の変更)	(添付書類) 第 3 条に準じる
	(指定期日) 変更することが決まった後すみやかに
第 10 条第 1 項 (助成事業の遂行状況報告等)	(報告事項等) 別途必要が生じた時に定める。
第 12 条第 1 項 (実績報告)	(添付書類) 助成事業実績報告書 (別紙 2)
	(指定期日) 事業完了後 1 か月以内又は事業実施年度の 3 月 10 日までのいずれか早い日